

大阪市告示第185号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、同条第9項の規定により、次の法人に対する指定の有効期間の更新を行ったので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和7年2月10日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
公立大学法人大阪	大阪市阿倍野区旭町一丁目2番 7-601号	令和7年1月1日から 令和11年12月31日まで
公益財団法人大阪産業 局	大阪市中心区本町橋2番5号	令和7年1月1日から 令和11年12月31日まで
特定非営利活動法人消 費者支援機構関西	大阪市中心区南新町一丁目2番 4号椿本ビル5階502号室	令和7年1月9日から 令和12年1月8日まで
特定非営利活動法人虹 色ダイバーシティ	大阪市中心区天満二丁目1番6号 天満橋MSビル7階	令和7年2月28日から 令和12年2月27日まで

（財政局税務部課税課）